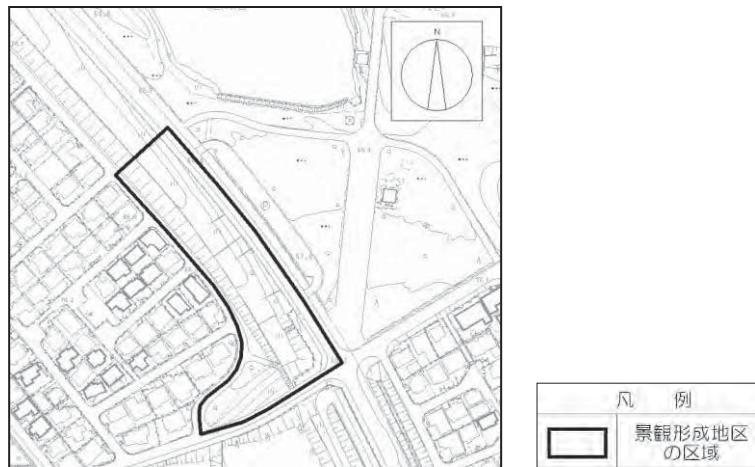


(4) 戸建・低層住宅地区(青山台 4 丁目(1))

ア.位 置・・・吹田市青山台 4 丁目地内 図 1 のとおり  
イ.区 域・・・下図のとおり



ウ.面 積・・・約 1.1ha  
工.經 過・・・1.平成 22 年 3 月 15 日指定、告示し、平成 22 年 4 月 1 日施行。  
2.令和 2 年 4 月 1 日一部変更、告示し、同日施行。  
オ.基本方針・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をまもり、はぐくむ。  
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくり、はぐくむ。  
力.基 準・・・別表 1・別表 2 の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

| 1.全体計画            | (1) 周辺環境と調和した意匠とする。<br>(2) 生垣や並木、屋根などの連續性に配慮する。<br>(3) 潤いのある空間の創出をはかる。   |        |     |     |     |        |   |                  |        |        |        |        |        |
|-------------------|--|--------|-----|-----|-----|--------|---|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 2.屋根の形態<br>意匠及び素材 | (1) 屋根は勾配屋根を基本とする。<br>(2) 屋根は周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。<br>(3) 屋根の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。 <table border="1" data-bbox="520 1372 1346 1567"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0 以下</td> <td>6.0 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>3.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> </tbody> </table><br>(4) 質感、素材感のある素材とする。<br>(5) 光沢のない素材を使用する。 | 色 相    | 明 度 | 彩 度 | 無彩色 | 5.0 以下 | — | R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄) | 5.0 以下 | 6.0 以下 | その他の色相 | 3.0 以下 | 3.0 以下 |
| 色 相               | 明 度  | 彩 度    |     |     |     |        |   |                  |        |        |        |        |        |
| 無彩色               | 5.0 以下   | —      |     |     |     |        |   |                  |        |        |        |        |        |
| R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)  | 5.0 以下   | 6.0 以下 |     |     |     |        |   |                  |        |        |        |        |        |
| その他の色相            | 3.0 以下   | 3.0 以下 |     |     |     |        |   |                  |        |        |        |        |        |

| 3.外壁の形態<br>意匠及び素材 | <p>(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。</p> <p>(2) 外壁の色彩は周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。</p> <p>(3) 外壁の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="520 377 1354 512"> <thead> <tr> <th>色 相</th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td><td>5.0 以上 8.5 以下</td><td>—</td></tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td><td>5.0 以上 7.0 以下</td><td>3.0 未満</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 道路に面する外壁の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面とならないものとする。</p> <p>(5) 質感、素材感のある素材とする。</p> | 色 相    | 明 度 | 彩 度 | 無彩色 | 5.0 以上 8.5 以下 | — | R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄) | 5.0 以上 7.0 以下 | 3.0 未満 |
|-------------------|--|--------|-----|-----|-----|---------------|---|------------------|---------------|--------|
| 色 相               | 明 度  | 彩 度    |     |     |     |               |   |                  |               |        |
| 無彩色               | 5.0 以上 8.5 以下  | —      |     |     |     |               |   |                  |               |        |
| R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)  | 5.0 以上 7.0 以下  | 3.0 未満 |     |     |     |               |   |                  |               |        |
| 4.敷際              | <p>(1) 外壁後退部は開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣又は透視可能な構造とし、色は茶又は黒系とする。</p> <p>(3) かき又はさくを設ける場合は、転落防止目的のもの以外は、できる限り高さの低いものとする。</p> <p>(4) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用し、花や緑による演出をはかる。</p> <p>(5) 駐車場はできる限り機械式駐車とせず、路面素材は表情のあるものを使用する。</p>  |        |     |     |     |               |   |                  |               |        |

### b. 工作物

|      |  |
|------|--|
| 1.擁壁 | <p>(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。</p> <p>(2) 垂直緑化等による圧迫感の軽減に配慮する。</p> |
|------|--|

### c. 屋外広告物

|   |
|---|
| <p>(1) 広告物は自家用のみとする。</p> <p>(2) 表示面積の合計は 1 m<sup>2</sup>以下とする。</p> <p>(3) 広告物の取付位置は地盤面から 3m 以下とする。</p> <p>(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみ配慮したものはこの限りではない。</p> |
|---|